

## 高校アンケート調査概要（暫定版）

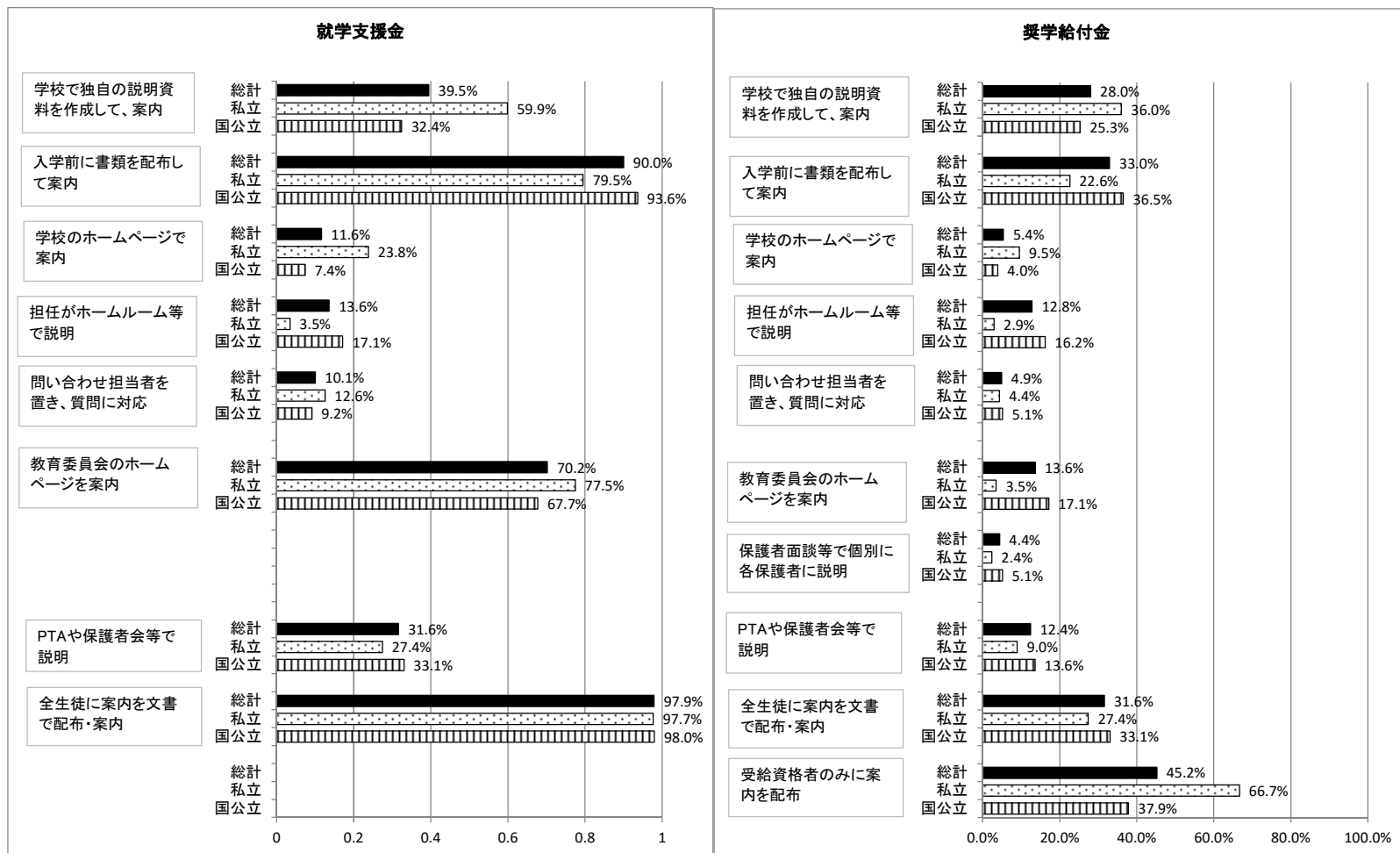
岩田 弘三

表 1. 学校種・設置形態別サンプル構成

課程	全日制						定時制				通信制				未記入				総計				
	国立	公立 (都道府県立)	公立 (市町村立)	公立 (公立大学 法人立)	私立 (学校法人立)	私立 (株式会社立)	計	国立	公立 (都道府県立)	公立 (市町村立)	私立 (学校法人立)	計	国立	公立 (都道府県立)	私立 (学校法人立)	私立 (株式会社立)	計	国立		公立 (都道府県立)	公立 (市町村立)	私立 (学校法人立)	計
高校	27	1872	73	2	750	1	2725	4	312	23	6	345	2	47	69	6	124	2	122	4	52	180	3374
中等教育学校	3	14	3		6		26												1			1	27
高等専門学校	5		1	1	2		9																9
高等専修学校					8		8														2	2	10
総計	35	1886	77	3	766	1	2768	4	312	23	6	345	2	47	69	6	124	2	123	4	54	183	3420

その他、特別支援学校2校から回答。

- (1) 12月2日回収分まで。回答期限より遅れての送付があるが、12月10日分まで回収する予定。よって、回答数は、もう10数件増加する。
- (2) 特別支援学校は、「就学奨励費」（国補助）がなされているため、普通校で支給されている修学支援金制度の対象外となっているため、サンプルから除外。
- (3) 高校の回収率は、約6割。
- (4) 数値の直接記入部分については、文字を付けた回答などが相当数あり、データクリーニングにかなりの時間を要するため、今回は時間的に、プルダウン方式での回答項目に限り報告。
- (5) 分析時間の関係で、高等学校についての単純集計結果の報告に留める。
- (6) 集計は、図4を除いて、すべて無回答を除いた数字。



奨学給付金については、「受給資格者のみに案内配布」・「全生徒に案内を文書で配布・案内」の重複が13.5%。

図1. 周知方法

(1) 就学支援金については、ほとんどすべての高校が「全生徒に案内を文書で配布・案内」する形で周知。

国公立高校では、「入学前に書類を配布して案内している」学校も9割を超えており、私立高校より多い。

ただし、私立高校では、その代わりにホームページを使っての事前周知をしている学校多い。

(2) 私立高校では、「学校で独自の説明資料を作成して、案内している」学校が、国公立高校の約1.8倍にのぼる。

(3) 奨学給付金についての周知は、今回質問に取り上げた手段に限っていえば、いずれも就学支援金より圧倒的に劣る。

「受給資格者のみに案内配布」＋「全生徒に案内を文書で配布・案内」といった、生徒への直接の案内文章の配布は、6割  
(63.3%=45.2%+31.6%-13.5%)に留まる。

この方法によらない高校が、どのような手段で周知を図っているかは、今後分析。

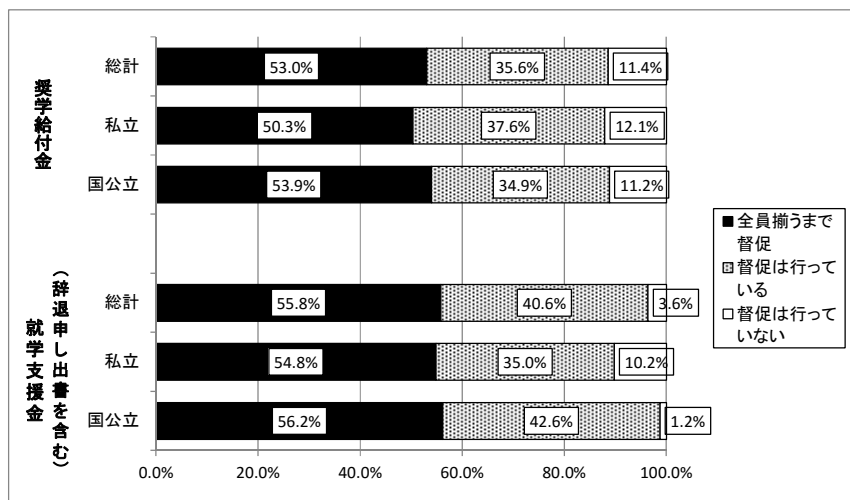


図 2. 申し込み書類（辞退申し出書などを含む）を出さなかった生徒への、学校としての対応

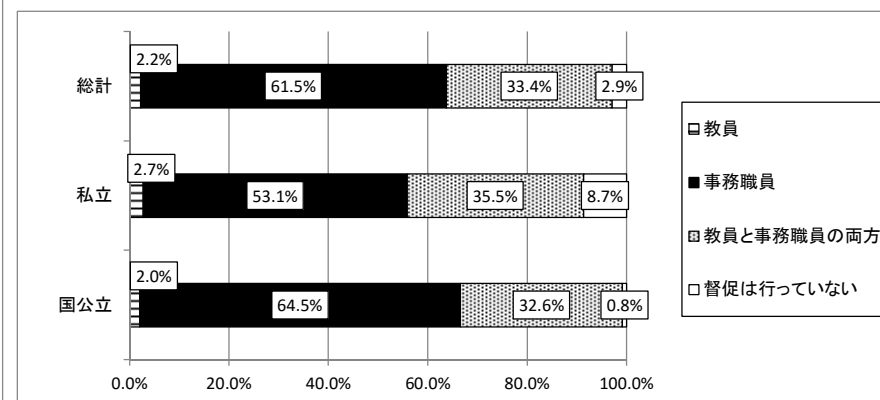


図 3. 就学支援金の申請書類（辞退申し出書などを含む）を出さなかった生徒に対する対応主体

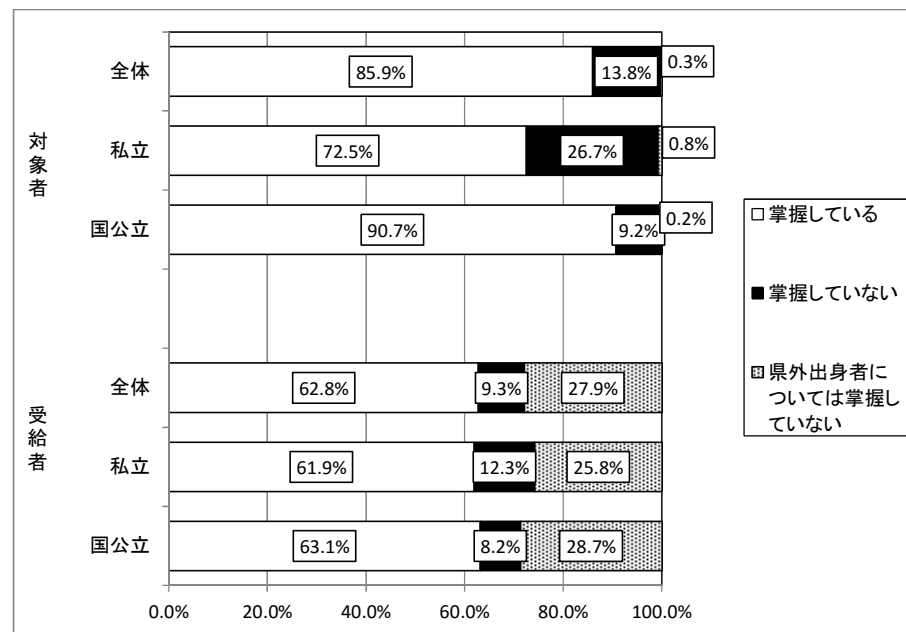
(1) 就学支援金については、申し込み書類（辞退申し出書などを含む）を出さなかった生徒に対しては、国公立高校・私立高校ともに、約 55%の学校が、ほとんど全員分が揃うまで、生徒に督促をかけている。

ただし、国公立高校では、ほとんど全校が大なり小なり督促を行っているのに対し、私立高校では、まったく督促を行っていない学校が、約 1割存在する。

このことが、私立高校における奨学給付金受給資格者の補足に、影響している可能性もある。その点については、今後分析。

(2) 奨学給付金についての督促は、就学支援金より幾分落ちる。

また、上の問題からんで、私立高校の補足への熱意は、国公立高校に比べて、ごくわずかとはいえ劣る。



「把握している」は、対象者・受給者の人数が「分からない」に○を付けなかった高校。

図 4. 奨学給付金の受給およびその対象者の把握状況

- (1) 奨学給付金の支給対象者については、県外出身者が多いためもあってか、私立高校における補足率が圧倒的に悪い。  
このことも、私立高校における奨学給付金受給率者の少なさに影響を及ぼしている可能性が高い。
- (2) 受給者数を把握していないとする高校のなかには、教育委員会レベルでは把握している県もある。しかし、その情報を高校にまで下ろしていないことの良否は、検討されてよい。  
また、在地主義により、個人レベルでの申請になるため、県外出身者についての給付状況を把握していない高校が、約3割にのぼる。そこに問題はないか。

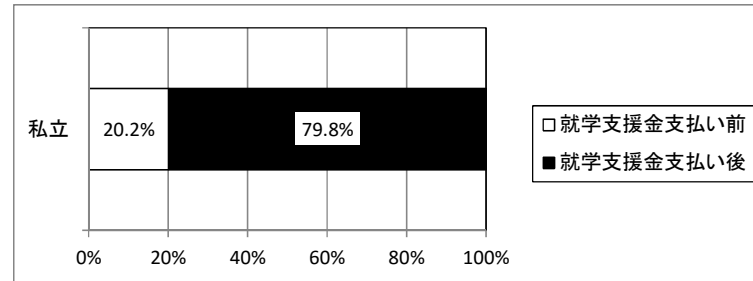


図 5. 就学支援金の生徒への還付時期

- (1) 私立高校では、就学支援金が学校に納入される前から、生徒に還付している高校は、2割にとどまる。生徒の早い段階における負担軽減の観点からいえば、検討課題になるといえる。

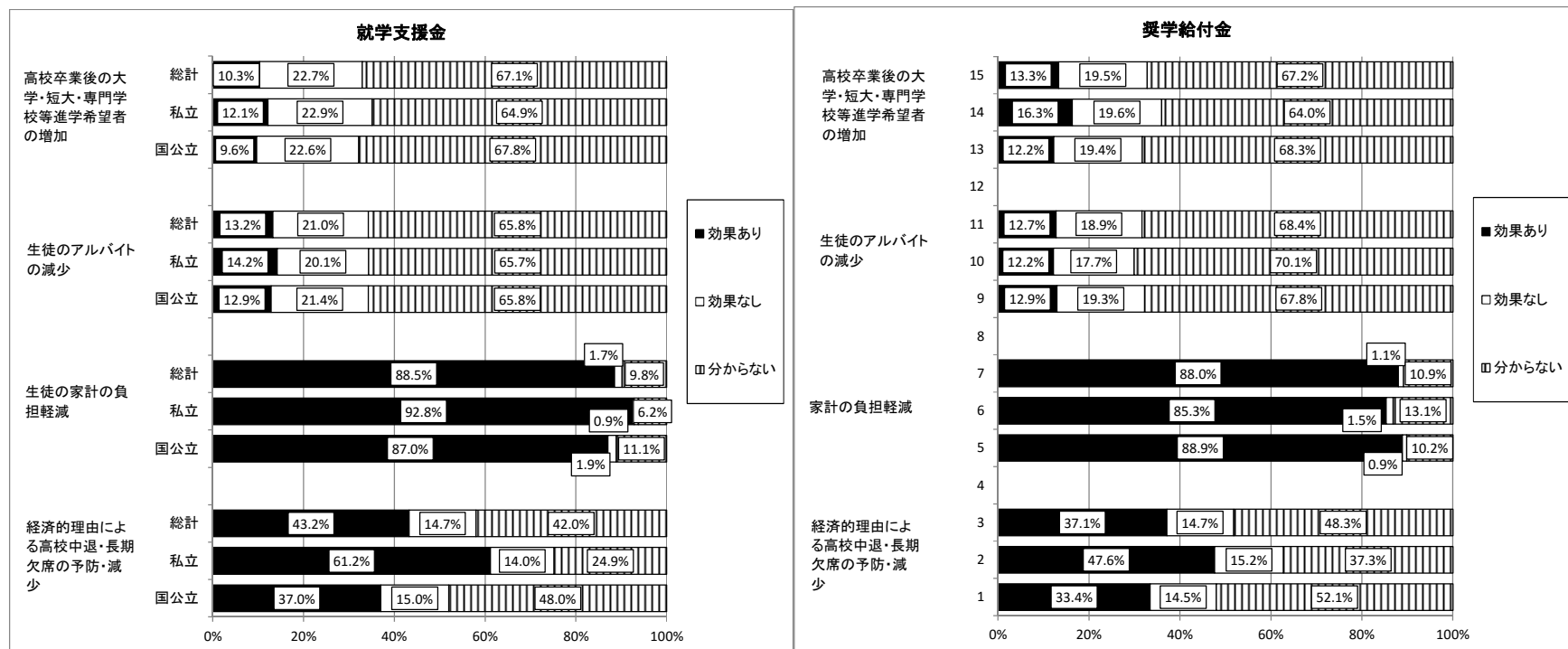


図 6-1. 修学支援制度の効果 (1)

- (1) 就学支援金と奨学給付金とでは、図 6-1～3 をとおして、就学支援金の方に効果を感じている高校が多い。
- (2) 「生徒のアルバイトの減少」・「高校卒業後の大学・短大・専門学校等進学希望者の増加」効果については、「分からない」とする高校が 7～8 割に達する（アルバイト禁止の学校もあるので当然）。さらに、効果ありと効果なしでは、効果なしの比率の方が高い。
- (3) 「家計の負担軽減」への評価が 9 割と、図 6-1～3 をとおして、もっとも高い。また、とくに私立高校を中心として、「経済的理由による高校中退・長期欠席の予防・減少」への評価は、就学支援金と奨学給付金との共通項目についてみれば、全体では第 2 番に高い（私立高校では 3 番目）。全国データでの傾向が裏づけられている。（ただし、インタビュー調査では、景気の影響が強いとの指摘もあった。）

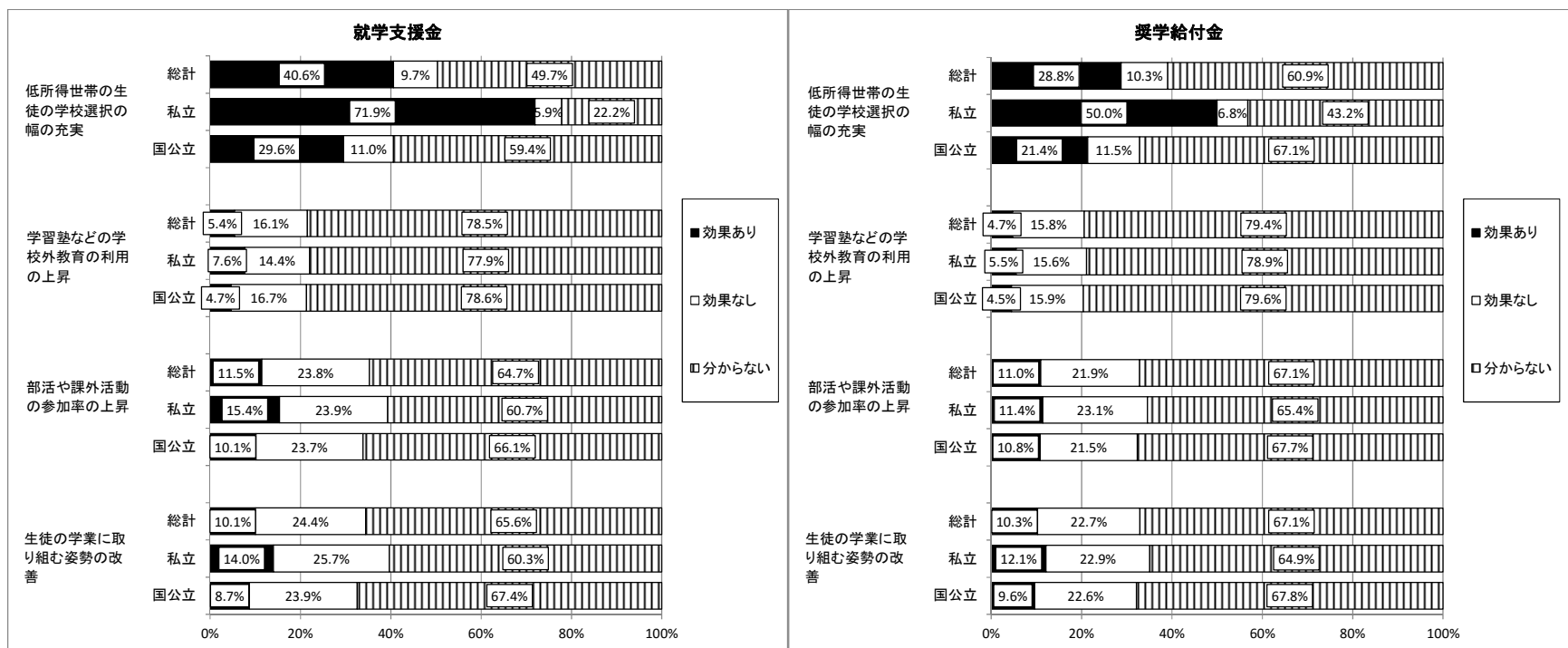


図 6-2. 修学支援制度の効果 (2)

- (1) 「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」効果は、全体で3番目に評価されている。図6-3の「貴校志願者の増加」効果への評価の高さを反映して、とくに私立高校での評価が高く、国公立高校の約2.5倍の7割を超える高校が評価し、第2に評価の高い効果になっている。
- (2) 「部活や課外活動の参加率の上昇」・「学習塾などの学校外教育の利用の上昇」・「生徒の学業に取り組む姿勢の改善」効果については、「分からない」とする高校が6～8割に達し、さらに、効果ありと効果なしでは、効果なしの比率の方が多い。



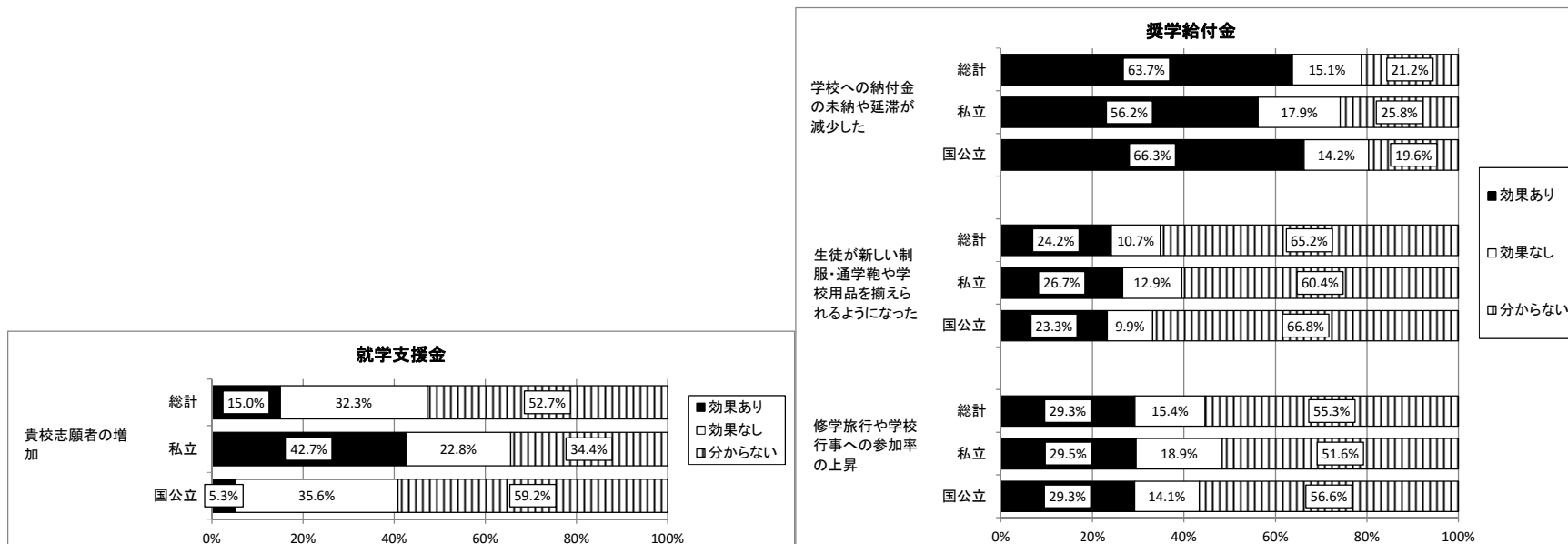
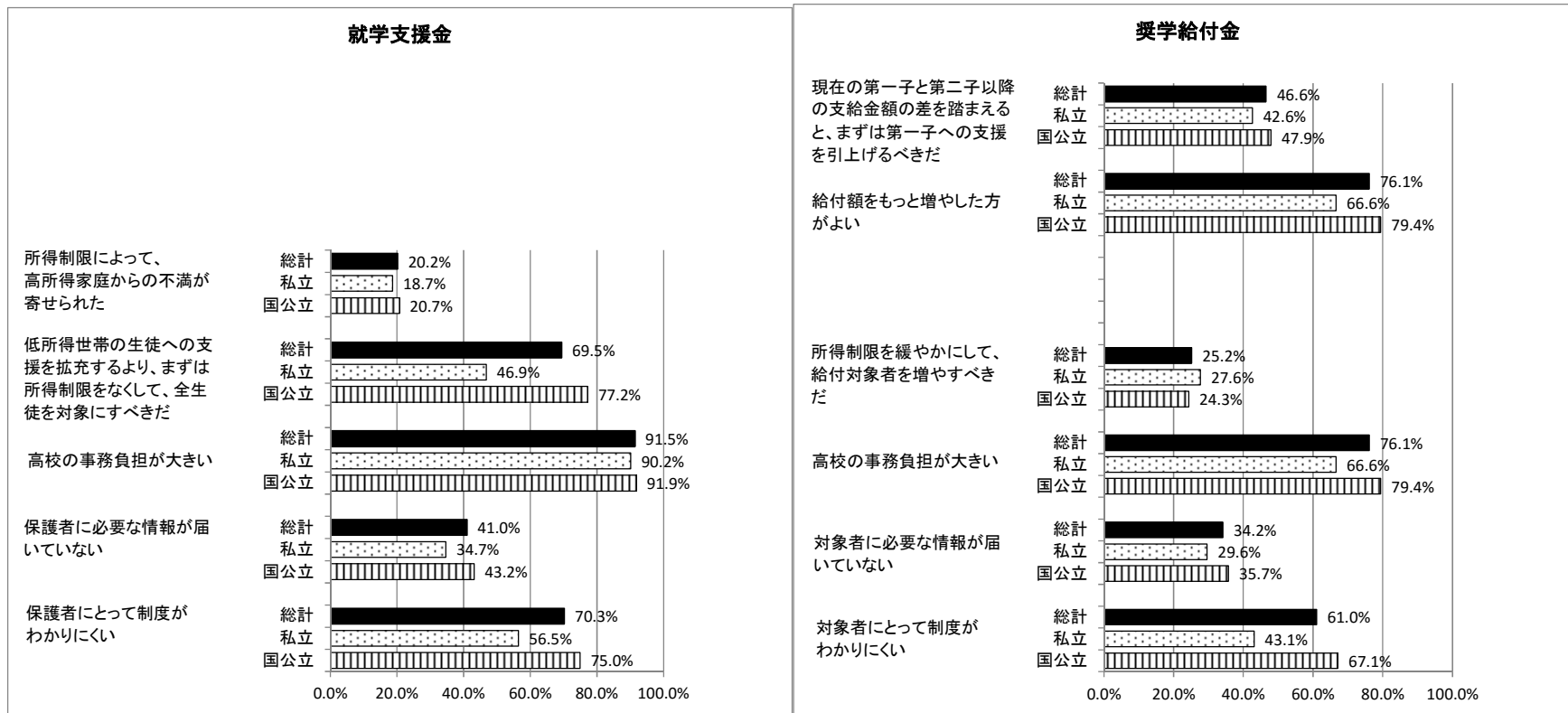


図 6-3. 修学支援制度の効果 (3)

- (1) 奨学給付金に対する評価のなかでは、「学校への納付金の未納や延滞が減少した」が、2番目に高い効果として、6割前後の高校から評価されている。とくに国公立高校での評価が高く、図 10 との関連で、納付金の滞納問題の深刻さが浮かび上がってくる。
- (2) 奨学給付金に対しては、「修学旅行や学校行事への参加率の上昇」・「生徒が新しい制服・通学靴や学校用品を揃えられるようになった」効果も、25～30%の高校から評価されている。効果ありとする学校は、国公立高校より私立高校で多いものの、効果なしとする学校も、私立高校の方が多い。私立高校の場合は、経済的に恵まれない家庭出身の生徒が比較的多い学校と、そうでない学校の格差が、国公立高校より広いことを示唆する結果とみなせる。
- (3) 就学支援金へ評価としては、「貴校志願者の増加」効果があったとする私立高校が4割を超え、この面では就学支援金には多大な私学助成効果をもったことは明かである。



比率は、「そう思う」と「ややそう思う」の合計。

図7. 修学支援制度への意見

- (1) 「高校の事務負担が大きい」・「保護者や対象者に必要な情報が届いていない」・「保護者や対象者にとって制度がわかりにくい」といった修学支援制度への不満は、いずれも私立高校より国公立高校で高い。
- (2) それらの不満のなかでも最大のものは、「高校の事務負担が大きい」であり、就学支援金に対しては国公立高校・私立高校ともに9割以上、奨学給付金に対しても高校全体の4分の3以上の高校が問題と考えている。
- 同様に、「保護者や対象者にとって制度がわかりにくい」といった指摘も、高校全体の約7割に達する。おそらくそれも一因となって、「保護者や対象者に必要な情報が届いていない」といった指摘も、4割に達している。
- これら3点は、大きな制度的課題になると思われる。
- (3) 就学支援金に対しては、「所得制限によって、高所得家庭からの不満が寄せられた」経験のある高校が、国公立高校・私立高校ともに約2割ある。そのためもあってか、「低所得世帯の生徒への支援を拡充するより、まずは所得制限をなくして、全生徒を対象にすべきだ」という意見に賛成する学校は、高校全体の約7割に達する。
- ただし、この意見への支持は、国公立高校で、約8割に及ぶ。これに対し、私立高校では半分弱にすぎず、低所得世帯の生徒への支援拡充を求める声が多い。この傾向は、図6-2・図6-3で、就学支援金は「低所得世帯の生徒の学校選択の幅の充実」効果をもち、「貴校志願者の増加」効果があったとの評価が、私立高校で高かった、という結果と一致する。私立高校では、低所得世帯の生徒を顧客にしている高校の多い可能性が高い。
- ところが、奨学給付金に関しては、就学支援金の場合とは逆に、「所得制限を緩やかにして、給付対象者を増やすべきだ」という意見への支持は、国公立高校・私立高校ともに約4分の1にとどまる。その一方で、「給付額をもっと増やした方がよい」という意見への支持は、国公立高校では約8割に達し、私立高校でも6.5割の支持を集めている。
- つまり、就学支援金は広く浅く、奨学給付金は、狭く深くする方向での充実を希望する高校が多い。ただし、限られた財源のなかで、どちらを優先する方がよいのかについては、アンケートで就学支援金と奨学給付金を総合した政策について聞いていないので、何とも判断できない。
- (4) 「現在の第一子と第二子以降の支給金額の差を踏まえ、まずは第一子への支援を引上げるべきだ」という意見への賛否については、幾分、反対が多いとはいえ、ほぼ拮抗している。

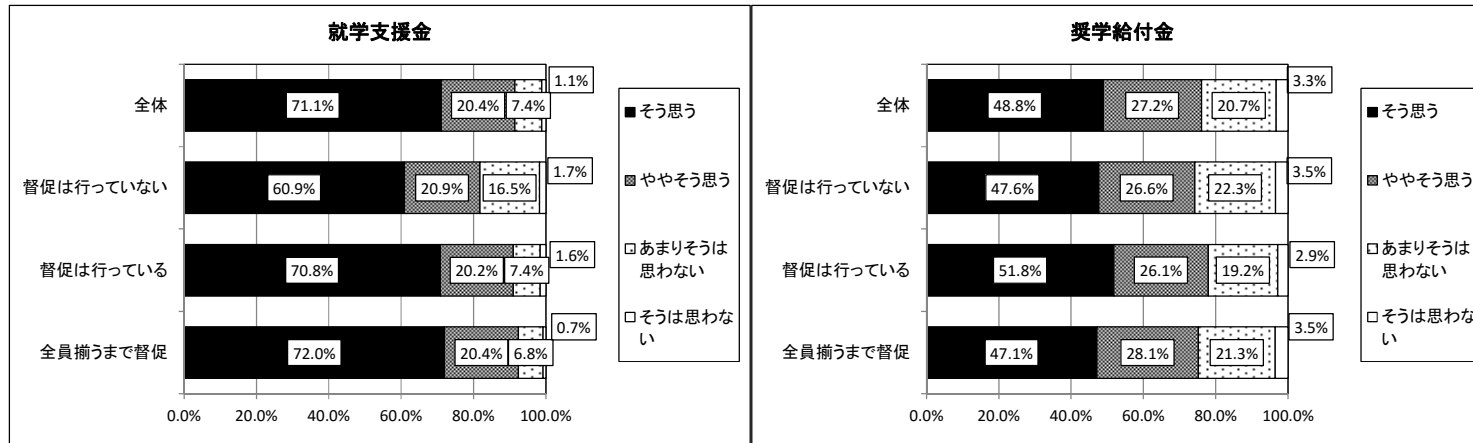


図 8. 申し込み書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への学校としての対応と、高校の事務負担感

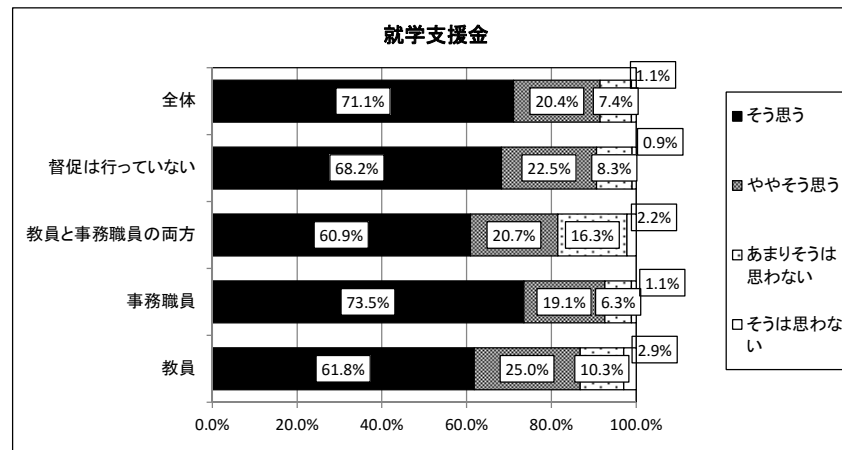


図 9. 申し込み書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への高校の対応主体と、事務負担感

- (1) 図8：奨学給付金については、申し込み書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への督促の徹底度と、高校の事務負担感とのあいだに、関係性はみられない。しかし、就学支援金については、それを徹底して行っている高校ほど、高校の事務負担感が大きくなる。申し込み書類をなるべく出させるようにする努力は、高校の事務負担感を10%程度、上乘せしているといえる。
- (2) 図9：就学支援金について、申し込み書類（辞退申出書などを含む）を出さなかった生徒への督促を、事務職員だけが行っている場合は、その仕事を教員が担当している場合、および教員と共同しながら行っている場合に比べて、5～11%、高校（職員の）の事務負担感が大きくなる。ただし、おそらくその分だけ教員の負担感が増加している可能性が高いと推測される。

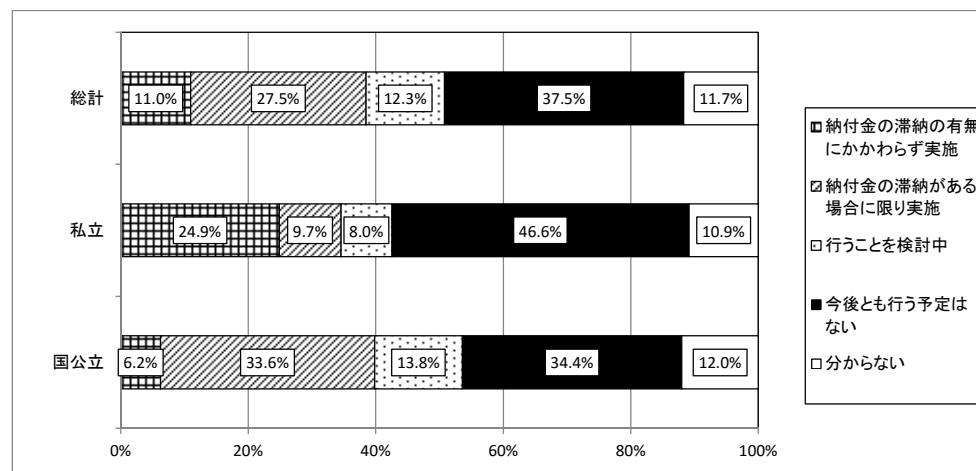


図10. 代理受給

- (1) 奨学給付金の代理受給は、私立高校より国公立高校のあいだで浸透している。また、今後の導入を検討している高校も国公立高校が多い。納付金の滞納に悩まされている高校が多いためと推測される。
- ただし、私立高校では、[納付金の滞納の有無にかかわらず実施している]学校が圧倒的に多い。

平成 29 年 12 月 11 日

## 保護者調査の結果について（中間報告）

大正大学

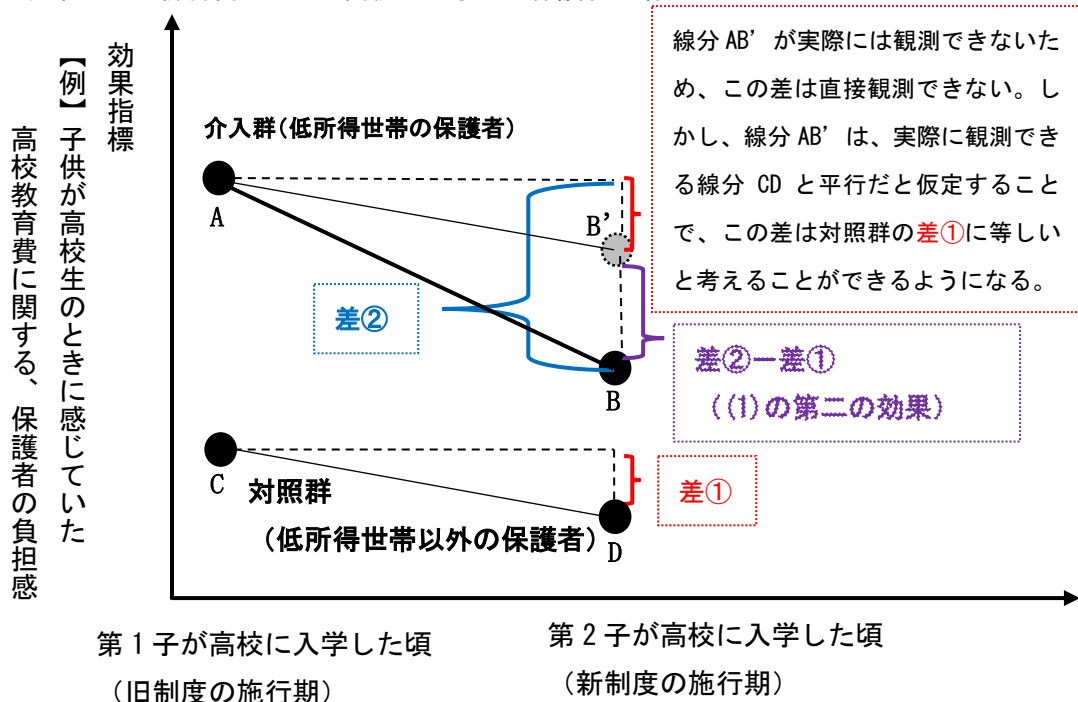
エンロールメント・マネジメント研究所

助教 日下田 岳史

## 1. 保護者調査の設計と分析方針についての考え方

(1) 保護者調査は次の二つを明らかにすることを主な目的として、設計された<sup>1</sup>。第一に、新制度の導入により、私立高校生がいた世帯の教育費負担は減ったか。第二に、新制度の導入により、低所得世帯（住民税の非課税世帯や、生活保護をうけている世帯）の教育費負担は減ったか。

(2) 「差の差」分析による新制度の効果抽出のための考え方（第1子が旧制度のもとで高校に入学、かつ、第2子が新制度のもとで高校に入学した保護者の場合）



「差の差」分析は追跡調査データに適用することが望ましいが、因果的な効果を抽出することを目的に、一時点から得られた調査データへの適用を試行する。実際に観測できる座標は A, B, C, D であり、B' は実際には観測できない。そのため、線分 AB' と線分 CD は平行だと仮定する。この仮定の実質的意味は、「新制度の施行に伴い、対照群に生じた変化（差①）と同程度の変化が介入群にも生じているだろう」と考えることに他ならない。

<sup>1</sup> 文部科学省 Q&A [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1342600.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342600.htm) 「Q これまでの制度と何が変わったのですか？」を参照のこと。

## 2. 保護者調査の概要

### (1) 母集団

母集団は、30～65歳の男女のうち、平成29年11月時点で次の①～④のいずれかの子供をもつ保護者。①高校3年生の子供、②平成29年3月に高校を卒業した子供、③平成28年3月に高校を卒業した子供、④平成29年11月時点で高専4～5年生の子供。なお、「高校」は、高専1～3年、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（3年制）など高校生に相当する年齢の子供が通っている学校を含む。

### (2) 調査対象者の抽出方法

NTTコムサーチおよび提携調査会社のモニターから非無作為抽出を行った。ただし、調査対象者が東京などの特定地域に偏ることを避けるため、調査対象者の抽出数をあらかじめ地域ブロックごとに割り当てることにした。割り当てる抽出数は、『学校基本調査』から得られる平成27～29各年度の高校3年生の生徒数に基づいて、計画した。

### (3) 調査の実施期間と回答数

調査は、11月29日から12月5日にかけて実施された。①～④のいずれかの子供を持つ保護者をプレ調査により抽出し、その保護者に対して本調査を行った。その結果、4343人から回答を得た。ただし、後述のデータクリーニングを経た有効回答者数は3863人。

### (4) データクリーニング

データクリーニングとは、論理的に矛盾のある回答を処理する手続きを指す。本日の報告に用いるデータは、次の処理を行ったものである。①NTTコムと提携調査会社が配信した調査に二重回答したと思われる回答者をデータから削除した。②提携調査会社が配信した調査に夫婦が個別に回答したと思われる回答者をデータから削除した。③高校に進学した子供がいない回答者をデータから削除。④本調査から得られた末子の年齢>プレ調査の末子の年齢となっている場合、プレ調査の末子の年齢が正しいという仮定を置いて本調査のデータを修正した。⑤子供の年齢と生年月日との間に矛盾がある場合、年齢は正しいという仮定を置いて、他の質問への回答状況を踏まえてデータを修正した。ただし、生年月日ではなく年齢を修正した場合もある。こうした修正を経ても矛盾が残る場合、当該回答者をデータから削除した。⑥子供の年齢と子供の高校在学の有無または高校卒業後の進路・現職との間に矛盾がある場合、年齢は正しいという仮定を置いてデータを修正した。

### (5) データの偏りの評価（保護者調査から得た数値は暫定版である）

世帯の収入や持ち家率という家計指標に、実質的に有意味（「統計的に有意」という意味ではない）な偏りはみられない。しかし、少なくとも平成29年3月高校卒業者の大学・短大進学率には、偏りがみられる（進学率が高い）。詳しくは後述の①～②を参照のこと。

①保護者調査から得られたデータは、保護者あるいは世帯の属性等別に分析することで初めて、有意な知見を得ることが期待できるようになる。このことを踏まえて、保護者調査から得られたデータの偏りを評価するための基準として、世帯の経済状態を子供の在学状態別に『全国消費実態調査』が活用できると考えられる。

表 1 私立大学生のいる世帯の家計

	保護者調査	平成 26 年『全国消費実態調査』
世帯の年間収入の平均値	859 万円 (注 1)	868 万円 (注 2)
持ち家率	84.7% (注 3)	87.9% (注 4)
家庭の預貯金の平均値	831 万円 (注 5)	1522 万円 (注 6)

(注 1) Q16-17 で、父母の去年 1 年間の税込み収入を質問している。原データの順序尺度変数を、階級値を活用して比率尺度変数に変換（ただし「1500 万円以上」は「1500」万円に変換）してから、父親と母親の去年 1 年間の税込み収入の合計を算出した。n=1341 (ひとり親は含まない)

(注 2) 第 120 表「年間収入階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」(私立大学生のいる世帯)のうち、「二人以上の世帯」の「年間収入」平均値を取得した。

(注 3) Q18 より算出した。n=1405

(注 4) 第 120 表「年間収入階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」(私立大学生のいる世帯)のうち、「二人以上の世帯」の持ち家率(現住居)を取得した。

(注 5) Q17 で、有価証券を含む家庭の預貯金額を質問している。原データの順序尺度変数を、階級値を活用して比率尺度変数に変換（ただし「3000 万円以上」は「3000」万円に変換）した。n=1405

(注 6) 第 120 表「年間収入階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」(私立大学生のいる世帯)のうち、「二人以上の世帯」の貯蓄現在高を取得した。1522 万円の内訳は、通貨性預貯金 298 万円、定期性預貯金 552 万円、生命保険など 405 万円、有価証券 203 万円。

表 2 国公立大学生のいる世帯の家計

	保護者調査	平成 26 年『全国消費実態調査』
世帯の年間収入の平均値	862 万円 (注 7)	892 万円
持ち家率	85.1% (注 8)	88.8%
家庭の預貯金の平均値	893 万円 (注 9)	1674 万円 (注 10)

(注 7) n=647 (ひとり親は含まない)

(注 8) (注 9) n=671

(注 10) 1674 万円の内訳は、通貨性預貯金 362 万円、定期性預貯金 653 万円、生命保険など 394 万円、有価証券 223 万円。



②平成 29 年 3 月高校卒業者に占める大学・短大進学者数の比率を『学校基本調査』から取得し、これを本調査から得られる大学・短大進学率を比較する。具体的には、中学卒業後は高校に進学し、かつ、現在 18～19 歳という 2 つの条件にあてはまる第 1 子、第 2 子、第 3 子、第 4 子、第 5 子を抽出し、その人たちの人数に占める大学・短大進学者数の比率を算出した。

表 3 平成 29 年 3 月高校卒業者の大学・短大進学率

保護者調査 (注 11)						平成 29 年 3 月卒 『学校基本調査』
第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	第 5 子	計	
69.5%	64.4%	55.2%	55.6%	50.0%	66.2%	54.7% (注 12)

(注 11) Q2\_17 (高校卒業後の進路) より算出した。

大学・短大進学者数 / (回答者数 - 高校在学中の生徒数 - 高校中退者数) \* 100

第 1 子 → n=988、第 2 子 → n=661、第 3 子 → n=181、第 4 子 → n=18、第 5 子 → n=2

(注 12) 47 「高等学校の都道府県別状況別卒業生数」より、大学等進学者数を計で除して算出した。

### 3. 基本的な分析—長子の高校教育費の負担感— (分析結果は暫定版である)

「差の差」分析を行う前に、子供が私立高校に通った家庭の保護者と公立高校に通った家庭の保護者との間に、高校教育費の負担感に違いがあるかどうか検討する。高校教育費の負担感は、次の質問を用いて計測した。

お子さんが高校に在学中に、そのお子さん 1 人にかかる学費 (授業料、施設整備費、教科書・教材代、諸会費などの高校に納める費用の合計額) について、どの程度負担を感じましたか。

5 : とても負担を感じた 4 : やや負担を感じた 3 : どちらともいえない  
2 : あまり負担を感じなかった 1 : まったく負担を感じなかった

なお、回答者の家族構成は多様である。また、高校教育費の負担感は、何番目に生まれた子供に注目するか、さらにはその他の子供の年齢や在学状況によって異なると予想される。これらの全てのパターンに対応する分析結果を、本日報告することはできない。

そこで本日の報告対象は、長子の教育費負担感を子供の人数別に検討した結果に限定する。「差の差」分析は、以下の分析結果を吟味してから後日、試行する。

(1) 子供数が1人の場合

表4 子供数が1人の保護者の長子の高校教育費の負担感を被説明変数とする回帰分析(OLS)

	非標準化偏回帰係数	標準誤差	有意確率
長子が私立高校ダミー (基準：長子が国公立高校)	.784	.187	.000
長子の生年月日・新制度の対象ダミー (基準：旧制度の対象)	.351	.224	.118
世帯年収ダミー (基準：900万円以上)			
300万円未満	.618	.290	.033
300～600万円未満	.389	.248	.117
600～900万円未満	.411	.230	.074
家庭の預貯金残高 (百万円)	-.024	.005	.000
長子が私立高校ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.013	.213	.951
世帯年収 300万円未満ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.320	.333	.336
世帯年収 300～600万円未満ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.087	.279	.756
世帯年収 600～900万円未満ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.305	.261	.242
定数項	2.750	.209	.000
n		601	
$\bar{R}^2$		.154	
F		11.947 (p=.000)	

表4および後掲の表5～6の含意を、以下の観点に留意して検討する。

①新制度の導入により、私立高校生がいた世帯の教育費負担は減ったか。

→主効果（長子が私立高校ダミー）と交互作用項（長子が私立高校ダミー×長子が新制度の対象ダミー）との関係を読み取る。

②新制度の導入により、低所得世帯の教育費負担は減ったか。

→主効果（世帯年収の各ダミー変数）と交互作用項（世帯年収の各ダミー変数×長子が新制度の対象ダミー）との関係を読み取る。

## (2) 子供数が2人の場合

表5 子供数が2人の保護者の長子の高校教育費の負担感を被説明変数とする回帰分析(OLS)

	非標準化偏回帰係数	標準誤差	有意確率
長子が私立高校ダミー (基準:長子が国公立高校)	1.110	.061	.000
長子の生年月日ダミー (基準:旧制度の導入前)			
旧制度の対象ダミー	-.084	.078	.281
新制度の対象ダミー	.412	.117	.000
世帯年収ダミー(基準:900万円以上)			
300万円未満	.572	.123	.000
300~600万円未満	.450	.078	.000
600~900万円未満	.236	.070	.001
家庭の預貯金残高(百万円)	-.023	.003	.000
第2子の生年月日ダミー (基準:旧制度の対象)			
新制度の対象ダミー	.115	.074	.118
中学生以下ダミー	.079	.095	.407
長子が私立高校ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.301	.098	.002
世帯年収300万円未満ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.287	.186	.123
世帯年収300~600万円未満ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.302	.122	.013
世帯年収600~900万円未満ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.300	.111	.007
定数項	2.837	.096	.000
n		2201	
$\bar{R}^2$		.206	
F		44.986 (p=.000)	

## (3) 子供数が3人以上の場合

表6 子供数が3人以上の保護者の長子の高校教育費の負担感を被説明変数とする回帰分析(OLS)

	非標準化偏回帰係数	標準誤差	有意確率
長子が私立高校ダミー (基準:長子が国公立高校)	.917	.089	.000
長子の生年月日ダミー (基準:旧制度の導入前)			
旧制度の対象ダミー	-.157	.112	.161
新制度の対象ダミー	.270	.202	.181
世帯年収ダミー(基準:900万円以上)			
300万円未満	.239	.148	.107
300~600万円未満	.470	.110	.000
600~900万円未満	.176	.096	.065
家庭の預貯金残高(百万円)	-.024	.004	.000
第2子の生年月日ダミー (基準:旧制度の導入前)			
旧制度の対象ダミー	-.152	.120	.208
新制度の対象ダミー	.169	.164	.303
中学生以下ダミー	.253	.203	.213
第3子の生年月日ダミー (基準:旧制度の対象または導入前)			
新制度の対象ダミー	.010	.116	.931
中学生以下ダミー	-.057	.155	.713
長子が私立高校ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.136	.157	.388
世帯年収300万円未満ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.392	.298	.188
世帯年収300~600万円未満ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.398	.195	.042
世帯年収600~900万円未満ダミー × 長子が新制度の対象ダミー	-.320	.183	.081
定数項	3.208	.130	.000
n		996	
$\bar{R}^2$		.182	
F		14.820 (p=.000)	